

議案第 58 号

城陽市組織条例の一部改正について

城陽市組織条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市組織条例の一部を改正する条例

城陽市組織条例（昭和51年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 略	第2条 略
2～5 略	2～5 略
6 都市整備部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 市有建物の營繕に関すること。</u> (8) 略	6 都市整備部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 略</u> 7 略
7 略	

附 則

この条例は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

提案理由

社会情勢の変化や重要な行政課題に対応できる行政組織とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔内部組織の編成〕

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

② 略

参考資料

城陽市組織条例の一部改正条例要綱

1 基本方針

次の3つの基本的考え方に基づき、組織見直しに取り組むものである。

- (1) 市民が利用しやすく、市民にとって分かりやすい組織
- (2) 各種行政施策を効率的かつ円滑に行える組織
- (3) 社会情勢の急速な変化や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織

以上の基本的考え方に基づいて再編する新しい組織・体制によって、市長公約の実現、直面する重要施策・行政課題に対応できる行政組織を目指すこととする。

2 実施時期 令和6年(2024年)4月1日

3 改正内容

① 都市整備部

- 1) 営繕課を廃止し、営繕課の分掌事務を教育委員会事務局施設管理課営繕係へ移管する。

② 教育委員会事務局

- 1) 教育総務課を施設管理課に改め、施設整備係を廃止し、学校環境整備係及び営繕係を新設する。
- 2) 施設管理課営繕係に都市整備部営繕課の分掌事務を移管する。
- 3) 教育総務課教育総務係を学校教育課に移管する。

城陽市組織機構図案

(令和5年(2023年)4月1日現在)

現 行

城陽市組織機構図案

(令和6年(2024年)4月1日予定)

改正後

